

監 第 27 号
令和5年9月5日

塩竈市長 佐藤 光 樹 殿

塩竈市監査委員 福 田 文 弘
塩竈市監査委員 浅 野 敏 江

資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された、令和4年度公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる書類について審査した結果、その意見書を別紙のとおり提出します。

令和4年度 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和5年8月7日から同年9月5日まで

3 審査の方法

審査にあたっては、市長から提出された公営企業ごとの資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを審査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、地方財政健全化法という。）及び関係法令に基づき、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、各特別会計における審査対象比率は下記のとおりである。

記

(単位：%)

特別会計の名称		資金不足比率	経営健全化基準
1	下水道事業会計	—	20.0
2	市立病院事業会計	—	20.0
3	水道事業会計	—	20.0
4	交通事業特別会計	—	20.0
5	魚市場事業特別会計	—	20.0

資金不足比率の状況

審査の結果、地方財政健全化法の算定方法に基づく資金不足比率の状況は次のとおりである。

1 地方公営企業（法適用企業）の資金の状況

地方財政健全化法の算定方法
法適用企業の資金不足比率

$$\text{資金不足比率 (\%)} = \frac{\text{政令で定める資金不足}}{\text{政令で定める公営企業の事業規模}}$$

- ・ 資金不足額
(流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)
－ 解消可能資金不足額
- ・ 事業規模
営業収益の額－受託工事収益の額

(単位：千円、%)

特 別 会 計 の 名 称	令和4年度	令和3年度	増 減 額	増 減 率
1 下水道事業会計				
(1) 資金不足額 (①＋②－③)－④	△532,524	△477,824	△54,700	11.4
①流動負債 *1	70,260	134,352	△64,092	△47.7
②建設改良費等以外の地方債の残高*2	0	0	0	-
③流動資産 *3	602,784	612,176	△9,392	△1.5
④解消可能資金不足額	0	0	0	-
(2) 事業の規模 ⑤－⑥	1,707,627	1,765,695	△58,068	△3.3
⑤営業収益	1,707,627	1,765,695	△58,068	△3.3
内訳 営業収益	1,707,627	1,765,695	△58,068	△3.3
⑥受託工事収益	0	0	0	-
内訳 給水工事収益	0	0	0	-
資金不足比率 (%) (1)/(2)×100	△31.18	△27.06	△4.12	-
2 市立病院事業会計				
(1) 資金不足額 (①＋②－③)－④	△311,669	△84,630	△227,039	268.3
①流動負債 *1	281,542	421,370	△139,828	△33.2
②建設改良費等以外の地方債の残高*2	0	0	0	-
③流動資産 *3	593,211	506,000	87,211	17.2
④解消可能資金不足額	0	0	0	-
(2) 事業の規模 ⑤－⑥	2,650,366	2,620,558	29,808	1.1
⑤営業収益	2,650,366	2,620,558	29,808	1.1
内訳 医業収益	2,650,366	2,620,558	29,808	1.1
⑥受託工事収益	0	0	0	-
資金不足比率 (%) (1)/(2)×100	△11.75	△3.22	△8.53	-

3 水道事業会計				
(1) 資金不足額 (①+②-③)-④	△1,896,950	△1,792,951	△103,999	5.8
①流動負債 *1	323,184	234,280	88,904	37.9
②建設改良費等以外の地方債の残高*2	0	0	0	-
③流動資産 *3	2,220,134	2,027,231	192,903	9.5
④解消可能資金不足額	0	0	0	-
(2) 事業の規模 ⑤-⑥	1,420,529	1,433,815	△13,286	△0.9
⑤営業収益	1,420,908	1,435,568	△14,660	△1.0
内訳 営業収益	1,420,908	1,435,568	△14,660	△1.0
⑥受託工事収益	379	1,753	△1,374	△78.4
内訳 給水工事収益	379	1,753	△1,374	△78.4
資金不足比率 (%) (1)/(2)×100	△133.53	△125.04	△8.49	-

※ 資金不足額及び資金不足比率はマイナスのため資金不足は生じていない。

*1 算出式：流動負債の額－控除企業債等－控除未払金等－控除額－PFI 建設事業費等

*2 算出式：建設改良・準建設改良費以外の財源に充てるための地方債の決算における残高－当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高

*3 算出式：流動資産の額－控除財源－控除額

2 地方公営企業（法非適用企業）の資金不足比率

地方財政健全化法の算定方法
法非適用企業の資金不足比率

$$\text{資金不足比率 (\%)} = \frac{\text{政令で定める資金不足}}{\text{政令で定める公営企業の事業規模}}$$

- ・資金不足額
（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高）－解消可能資金不足額
- ・事業規模
営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

（単位：千円、％）

特別会計の名称	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
1 交通事業特別会計				
(1) 資金不足額 (①+②-③) - a	0	0	0	-
①歳出額	203,559	200,136	3,423	1.7
②算入地方債現在高	0	0	0	-
③歳入額	203,559	200,136	3,423	1.7
a 解消可能資金不足額	0	0	0	-
(2) 事業の規模 ④-⑤	59,082	60,981	△1,899	△3.1
④営業収益に相当する収入額	59,082	60,981	△1,899	△3.1
内訳 事業収入	59,082	60,981	△1,899	△3.1
⑤受託工事収益	0	0	0	-
資金不足比率(%) (1)/(2)×100	0.00	0.00	0.00	-
2 魚市場事業特別会計				
(1) 資金不足額 (①+②-③) - a	0	0	0	-
①歳出額	210,064	188,582	21,482	11.4
②算入地方債現在高	0	0	0	-
③歳入額	210,064	188,582	21,482	11.4
a 解消可能資金不足額	0	0	0	-
(2) 事業の規模 ④-⑤	89,530	79,010	10,520	13.3
④営業収益	89,530	79,010	10,520	13.3
内訳 使用料等	89,530	79,010	10,520	13.3
⑤受託工事収益	0	0	0	-
資金不足比率(%) (1)/(2)×100	0.00	0.00	0.00	-

※ 繰上充用額等は発生していない。

※ 資金不足額及び資金不足比率は0のため資金不足は生じていない。